平成２３年（フ）第３０号
大阪市北区豊崎３丁目８番14号　エステムプラザ梅田・茶屋町Ⅱエアパークス401号室
債務者　松山勉武こと　李　　勉
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　良原　栄三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月26日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２３年（フ）第１２３３号
愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字北木戸西48番地509　県営諸輪住宅５棟406号
債務者　神近工務店こと　神近　忠敬
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　真也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月20日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３８号
山口県岩国市今津町２丁目14番12―102号
債務者　近藤　郁子
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥　　憲治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第２３３号
相模原市中央区上矢部２丁目８番７号
債務者　溝越　雅之
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　愼一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月15日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２９０号
相模原市中央区相模原４丁目５番17号　フレンズ相模原601
債務者　梅木　徳明
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　愼一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月15日午後４時
5　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１０号
山形県鶴岡市藤岡字東柳田24番地
債務者　山口　重晴
1　決定年月日時　平成23年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　正寿
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月26日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（フ）第２６９号
札幌市厚別区もみじ台南２丁目４番19―502号、申立時の住所札幌市豊平区月寒東３条16丁目５番32号
債務者　久保田哲平
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤　雅文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月27日午後４時
5　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４９８号
東京都江戸川区江戸川３丁目54―55　フラットリバーサイド102号、住民票上の住所岐阜県恵那市三郷町佐々良木600番地
債務者　小木曽忠則
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　友信
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５９９号
札幌市西区発寒３条５丁目７番12号　レオン発寒南102号
債務者　西口　和夫
1　決定年月日時　平成23年６月21日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　大蔵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月29日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２６６号
横浜市中区新山下３丁目15番２―610号
債務者　牛迫　敬太
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三谷　　淳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２２号
埼玉県深谷市菅沼61番地３
債務者　飛田　正夫
1　決定年月日時　平成23年６月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　孝一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３３号
岐阜県下呂市幸田946番地
債務者　田口伊三男
1　決定年月日時　平成23年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新井　一明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第３４号
岐阜県下呂市幸田946番地
債務者　田口　悦子
1　決定年月日時　平成23年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新井　一明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第４２号
山形県酒田市中央東町４番38号、前住所山形県酒田市中央東町４番29号
債務者　佐藤ひろ子
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第４４号
山形県酒田市松原南23番地の13　サンライズコーポ203号、前住所山形県酒田市升田字東向24番地
債務者　池田　友和
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第１９６号
埼玉県熊谷市大原１丁目22番16号　バルパレーニューハシモト303
債務者　角田　宏彰
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１１５号
新潟県長岡市寿３丁目１番37号
債務者　丸山　政信
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係